

別紙3 水質検査回数および検査省略の条件

項目番号	水質検査項目	検査の頻度	検査頻度の減		省略の可否(条件)		
			条件	引下げ可能な頻度			
3	カドミウム及びその化合物	1回以上/3月	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置等から原水の 水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間 において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除 く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結 果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるとき は、又は十分の一以下であるとき	1回以上/年 (五分の一以下の場 合)  1回以上/3年 (十分の一以下の場 合)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
4	水銀及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合		
5	セレン及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
6	鉛及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合		
7	ヒ素及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
8	六価クロム化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合		
11	フッ素及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
12	ホウ素及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
13	四塩化炭素				水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置等から原水の 水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間 において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除 く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結 果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるとき は、又は十分の一以下であるとき	1回以上/年 (五分の一以下の場 合)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における 地下水の状況を含む。)を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであ ると認められる場合
14	1,4-ジオキサン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における 地下水の状況を含む。)を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであ ると認められる場合
16	ジクロロメタン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
17	テトラクロロエチレン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
18	トリクロロエチレン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
19	ベンゼン						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
31	亜鉛及びその化合物						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
32	アルミニウム及びその化合物						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
33	鉄及びその化合物						当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合
34	銅及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第一号第十四号 の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況を勘案してその全部又は一部を行 う必要がないことが明らかであると認められる場合		
35	ナトリウム及びその化合物				当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合		
36	マンガン及びその化合物	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合					
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合					
39	蒸発残留物	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合					
40	陰イオン界面活性剤	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合					
41	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置等から原水の 水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間 において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除 く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結 果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるとき は、又は十分の一以下であるとき	1回以上/年 (五分の一以下の場 合)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合 は、当該事項を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案してその全部又は一部を行う必 要がないことが明らかであると認められる場合			
42	1・2・7・7-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)			当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合			
43	非イオン界面活性剤	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置等から原水の 水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間 において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除 く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結 果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるとき は、又は十分の一以下であるとき	1回以上/年 (五分の一以下の場 合)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合			
44	フェノール類	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置等から原水の 水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去三年間 において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除 く。)であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結 果がすべて当該事項に係る水質基準値の五分の一以下であるとき は、又は十分の一以下であるとき	1回以上/3年 (十分の一以下の場 合)	当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、 原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案してその全部又は一部を行う必要がないこと が明らかであると認められる場合			